

十條の各款を以て、其の要旨を述べ、其の意義を論ずる。其の第一は、  
 國家の統一を維持し、其の領土を保全し、其の主權を尊重するに在り。  
 其の第二は、國民の幸福を謀り、其の生活を改善し、其の教育を奨励するに在り。  
 其の第三は、外交の平等を堅持し、其の利益を保護し、其の平和を維持するに在り。  
 其の第四は、産業の振興を期し、其の生産力を増進し、其の貿易を促進するに在り。  
 其の第五は、財政の健全を期し、其の債務を削減し、其の財政を整理するに在り。  
 其の第六は、司法の獨立を期し、其の裁判を公正にし、其の法律を遵守するに在り。  
 其の第七は、行政の効率を期し、其の官制を整理し、其の公務員を養成するに在り。  
 其の第八は、地方自治を期し、其の地方官を養成し、其の地方行政を改善するに在り。  
 其の第九は、労働者の利益を保護し、其の労働条件を改善し、其の労働争議を調停するに在り。  
 其の第十は、農民の利益を保護し、其の農産物を保護し、其の農村生活を改善するに在り。

昭和九年八月二十日  
 臨時憲法起草委員會大政翼賛會

タイ組合トシテハ資本主義打倒ト云フ根本問題ヲ究極問題トシテ  
 考ヘタイ資本主義ガ尙發展スル場合ハイザシラズ今日第三期ニ立  
 テ而モ尙延命ニ就テ政權ヲ動カシテ居ル場合吾等ハ何時マデモ政  
 治的方針ヲルーズニシ、戦線統一ヲ當ラズサハラズニ無條件主義  
 デ行コウトシテ何時マデ行ケルカ疑問デアアル其爲大衆黨ノ大會デ  
 モ「政權獲得」ト云フ言葉ヲ使ツタノデハナイカ「政權獲得」ト  
 云フ方針ヲ確立シタ以上ハミレニ一致スル様ナ方針ヲ組合ニ於テ  
 モ確立スベキデアアル。戦線統一モコノ意味ニ於テ何時マデモ當ラ  
 ズサハラズデアラズニ方針ヲ明白ニ強調スベキデアアル。  
 労働組合ノ中立性ニ就テハ自分モヨク知ツテ居ルガ然シ、ダカラ  
 トイツテ労働組合ガ常ニ政治的意見ヲ無視シテカ、レト云フノデ  
 ハアルマイ組合ノ大衆黨デアルカラソノ黨ノ目的ヲモット強固ニ  
 スベキデアアルサモナクンバ黨ヲシテ眞ノ大衆政黨タル範疇カラ鮮  
 脱セシムルモノデアアル」